

# 新型コロナウイルス感染症対応について

令和2年9月18日

行政管理課職員担当・健康管理担当

## [本人の場合]

### 1. 感染を疑わせる風邪様症状が出た場合

【感染を疑わせる風邪様症状とは】

- ① 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状、味覚障害のいずれかがある場合
  - ② 重症化する可能性がある方<sup>(※)</sup>で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- (※) 妊娠している人、高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

【上記以外の方で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合も同様です】

- ① 症状が4日以上続く場合
- ② 自分で症状が強いと感じる場合や、解熱剤などを飲み続けなければ症状が改善しない場合

〈自宅で症状が出た場合〉

- ① 所属長に連絡した上で、出勤せず自宅で経過をみてください。
- ② 医療機関を受診する場合には、保健所に連絡して指示に従い、受診してください。
- ③ 所属長は健康管理担当課長に報告してください。

〈職場で症状が出た場合〉

- ① 所属長に報告し、直ちに帰宅し自宅療養してください。
- ② 所属長は健康管理担当課長に報告してください。
- ③ 保健所に連絡し、保健所の指示に従ってください。
- ④ 症状があった職員が接触した箇所をアルコール等で消毒します。

※保健所から、PCR検査等を受けるよう指示があった場合は、速やかに所属長に報告してください。  
所属長は、健康管理担当課長に報告するとともに、その後の状況についても把握し、随時健康管理担当課長に報告してください。

### 2. 症状が改善するか、受診の結果出勤が可能と判断された場合

- ① 発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等の症状が改善するか、医療機関を受診した結果、出勤が可能であると判断された場合には、所属長に報告してください。
- ② 健康管理担当課長と所属長が協議し、出勤について指示をします。健康管理担当課長は、必要に応じて、産業医に助言を求める場合があります。その上で一定の自宅待機期間を指示する場合があります。

(参考) 日本産業衛生学会による「発熱や風邪症状を認める者の職場復帰の目安」

職場復帰の目安は、次の 1) および 2) の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも 8 日が経過している
- 2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 3 日が経過している  
8 日が経過している：発症日を 0 日として 8 日間のこと  
3 日が経過している：解熱日・症状消失日を 0 日として 3 日間のこと

- ③ 出勤後は、体調の変化に十分注意し、発熱、風邪様症状、倦怠感、息苦しさ等がみられたら、直ちに所属長に報告した上で帰宅し、自宅療養してください。

### 3. 感染が確定した場合

【本人の対応】

- ① 診断が確定したら、保健所の指示（法的入院、就業制限等）に従うとともに、直ちに所属長に報告をしてください。所属長は健康管理担当課長へ報告してください。  
現時点では、指定医療機関で治療するまで入院となります。ただし、軽症の場合は指定宿泊施設もしくは自宅での療養が指示され、保健所が健康観察を実施する場合があります。
- ② 診断が確定に至らないが、疑似症状と診断された場合は、保健所の指示に従ってください。この場合も直ちに所属長に報告をしてください。

【他の職員等への対応】

- ① 職員の感染が確定した場合は、保健所による疫学調査が行われ、発症者と濃厚接触した者を決定します。
- ② 所属長は行動範囲を把握した上で、基本的に保健所の指示に従います。

### 4. 感染により休業した場合の取り扱いについて

- ① 新型コロナウイルスは指定感染症であり、治療するまでは就業できません。
- ② 市の「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休暇等の取扱い [R2.6.5]」により対応してください。

### 5. 感染後の職場復帰の目安

- ① 原則として、国が定める基準を満たした後に主治医や保健所の指示により退院となります。
- ② 軽症者で指定宿泊施設もしくは自宅での療養となった場合も、これに準じた取り扱いとなり、保健所の判断によって療養が終わり、就業制限が解除されます。
- ③ 最終的な勤務再開日は、基本的に主治医や保健所の指示に従うものとしませんが、治療の経過を踏まえて、健康管理担当課長より産業医に助言を求めたうえで所属長と協議し、一定の経過観察期間（在宅勤務や自宅待機等）を設ける場合があります。

(参考) 日本産業衛生学会による「感染した従業員の職場復帰の目安」

職場復帰の目安は、次の 1) および 2) の両方の条件を満たすこと

- 1) 発症後に少なくとも 10 日が経過している
- 2) 薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状消失後に少なくとも 72 時間が経過している

症状が中等度以上だった場合や入院していた場合は、体力の低下などが懸念されるので、主治医と相談のうえ職場復帰を行うこと。なお復帰後1週間程度は、毎日の健康観察、マスクの着用、他人との距離を2m程度に保つなどの感染予防対策を徹底し、体調不良を認める際には出社はさせないこと。

## 6. 濃厚接触者となった場合

【職場の濃厚接触者とされた場合や、自分が行った場所で感染者が出たことがわかった場合など】

- ① 報道等でわかった場合は、直ちに所属長に報告するとともに、他者との接触を避けてください。自宅で行った場合は出勤しないでください。所属長は健康管理担当課長に報告してください。
- ② 保健所へ連絡し、保健所からの指示事項を所属長に伝えてください。判明した日から指示の期間、自宅待機とします。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

## 7. その他

慢性的に風邪様症状があつて、かかりつけ医等で治療を受けている職員は、治療の状況を健康管理担当課長にお知らせください。（喘息・アレルギー等）症状が改善しない場合は、専門医の診察を受けてください。

## 【同居家族等の場合】

### 1. 同居家族等に濃厚接触者の疑いがある場合

- ① 同居家族等に濃厚接触者の疑いがあることがわかった時点で、直ちに所属長に報告してください。
- ② 保健所の指導に従い、同居家族等の体調、体温を注意深く確認してください。また、接触を必要最小限にとどめてください。
- ③ 職員本人に発熱等の症状が出現していない場合には、マスクを着用した上での出勤を認めますが、職員本人に風邪様症状が出現した時点で出勤を取りやめ、所属長に報告してください。

### 2. 同居家族等が濃厚接触者になった場合

- ① 同居家族等が濃厚接触者であることがわかった時点で、直ちに所属長に報告してください。
- ② 保健所からの指示事項を所属長に伝えてください。保健所からの指示に従ってください。
- ③ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

### 3. 同居家族等に感染を疑わせる症状が出た場合

- ① 同居家族等に風邪様症状、発熱、倦怠感、息苦しさ等が出たら、マスクを着用した上で出勤し、所属長にその旨を伝えてください。自宅でも感染予防措置（マスク、手洗い）を徹底してください。
- ② 同居家族等の症状が改善するか、受診の結果、感染の疑いがないと判断された場合には、所属長にその旨を報告してください。

### 4. 同居家族等の感染が確定した場合

- ① 直ちに所属長に報告するとともに、他者との接触を避けてください。自宅であった場合は出勤しないでください。所属長は健康管理担当課長に報告してください。
- ② 保健所に連絡し、指示に従ってください。判明した日から指示の期間、自宅待機とします。
- ③ 保健所からの指示事項を所属長に伝えてください。
- ④ 体温測定を毎日実施し、体調とともに記録してください。

(参考) 国立感染症研究所による「濃厚接触者」の考え方

「濃厚接触者」とは、「患者（確定例）」の感染可能期間に接触した者のうち、次の範囲に該当する者

- 患者（確定例）と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者
- 適切な感染防護無しに患者（確定例）を診察、看護もしくは介護していた者
- 患者（確定例）の気道分泌液もしくは体液等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
- その他：手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、「患者（確定例）」と15分以上の接触があった者（周辺の環境や接触の状況等個々の状況周辺の環境や接触の状況等個々の状況から患者の感染性を総合的に判断する）。